

概要

■ 名称

吹田市居住支援協議会

■ 設立

令和5年2月24日

■ 設立趣旨

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に規定する住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進、その他必要な措置について協議することにより、吹田市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

■ 事務局

・社会福祉法人みなと寮

〒564-0073 大阪府吹田市山手町二丁目7-25

ドミニオン豊津I 306号

・吹田市 都市計画部 住宅政策室

〒564-8550 大阪府吹田市泉町一丁目3-40

(吹田市役所 低層棟3階 317番窓口)

■ 会員

居住支援団体

・社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会

・社会福祉法人 みなと寮

・社会福祉法人 成光苑

・社会福祉法人 こばと会

・社会福祉法人 恩賜財団済生会支部大阪府済生会

不動産関係団体

・大阪府宅地建物取引業協会 北大阪支部

・公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部 北大阪支部

吹田市

・福祉部 福祉総務室

・福祉部 生活福祉室

・福祉部 高齢福祉室

・福祉部 障がい福祉室

・都市計画部 住宅政策室

相談窓口の連絡先

TEL : 06-6318-9850

FAX : 06-6192-8901

受付時間 午前10時～午後5時

(土日・祝日・年末年始を除く)

メール : support@suita-hac.jp



〒564-0073 大阪府吹田市山手町二丁目7-25

ドミニオン豊津I 306号

吹田市居住支援協議会

事務局 社会福祉法人 みなと寮



吹田市居住支援協議会
のご案内です!!

ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

高齢者、障がい者、低額所得者など、

住まい探しが困難な方のお手伝いをしています。



吹田市居住支援協議会について

吹田市居住支援協議会は、高齢者、障がい者、低額所得者など、ご自身での住まい探しが困難な方（※住宅確保要配慮者）に対し、住まい探しのご相談から入居後の生活支援まで、市内の各種団体と連携したサポートをご提案します。

住宅確保要配慮者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に規定する住宅確保要配慮者を指します。

- ① 低額所得者(月収15.8万円以下)
- ② 被災者(発生後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障がい者
- ⑤ 子どもを養育する者
- ⑥ 住宅確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者(外国人・DV被害者・犯罪被害者など)

居住支援サービスの対象者に該当しない方

- 自分で家を探せる能力がある方、探すことができる家族がいる方
- 戸建て、マンション問わず、持ち家がある方（築年数は考慮されません）
- 新しい住居に引っ越しした後、継続的な支援を拒まれる方

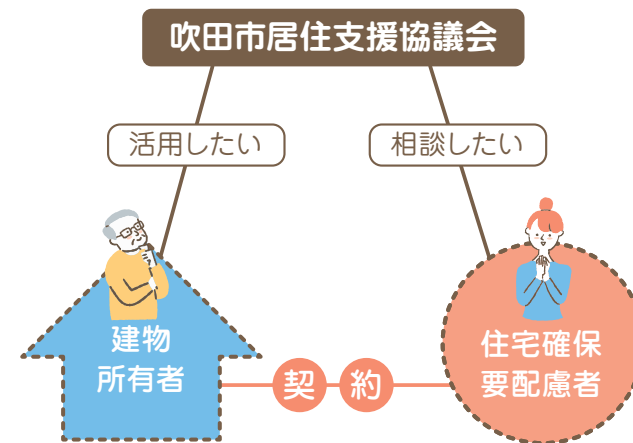
吹田市居住支援協議会とは？

吹田市居住支援協議会は、住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者が安心して住宅を見つけられるような仕組みづくりを目指して、令和5年2月に発足しました。居住支援団体、不動産関係団体、吹田市の福祉部局及び住宅部局が参加し、協働で情報共有しながら、必要な支援を実施しています。具体的には、住居に関する相談を受ける相談窓口のほか、入居前後を通じて高齢者、障がい者、低額所得者などそれぞれの事情に応じたサポートを実施することにより、大家さんも安心して住宅を提供できるよう誘導する取組を進めています。

今後は、急速な少子高齢化・人口減少による住宅のアンバランス、家族構成やライフスタイルの変化による住宅ニーズの多様化、物価高からの影響による家計の圧迫などにより、ますます住居に関する支援が求められることが想定されるため、関連団体と協力・連携しながら、課題の解決に取り組んでいきます。



吹田市居住支援協議会の取組



入居に関する相談窓口

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援：相談窓口の設置及びマッチングの実施

吹田市居住支援協議会では、住まい探しのお手伝いをする相談窓口を設置しています。

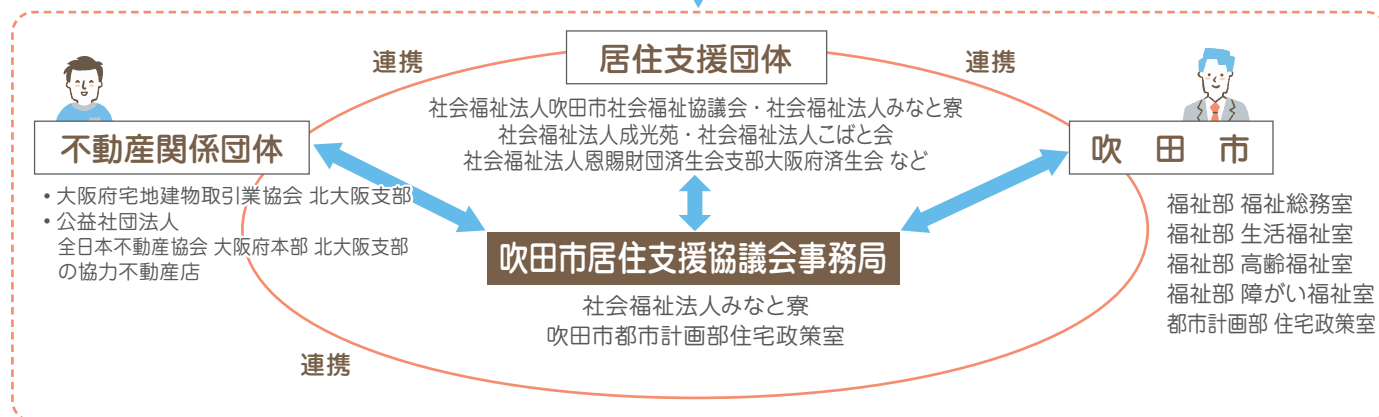
相談窓口では、相談員が面談により物件に関するご希望などを伺います。ケアマネジャーやソーシャルワーカー等の支援者がいらっしゃる場合は、なるべくご一緒にお越しください。吹田市内の居住支援法人におつなぎします。



吹田市居住支援協議会のフロー図

Osaka あんしん住まい推進協議会(大阪府)

吹田市居住支援協議会



住宅セーフティネット制度の周知・普及

新たな住宅セーフティネット制度の周知・普及や住宅の登録促進に係る取組

「住宅セーフティネット制度」とは、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された国の制度です。この制度は以下3つの柱から成り立っています。

- ①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット住宅）
- ②セーフティネット住宅の改修や入居者への経済的な支援
- ③住宅確保要配慮者に対する居住支援

